

船員配乗行為を行う船舶管理会社の業務

☆違法な船員派遣事業又は船員労務供給事業に該当しない船員配乗行為を行うことができる船舶管理会社について

船舶管理業務

船員の配乗・雇用管理業務

船員関係法令に規定された業務

(具体的な業務)

- ・ 船員の選定及び雇用（社会保険の付保、給料の支払い）
- ・ 船員の要員、職位、資格及び証明書に関して船員関係法令が求める要件の確保
- ・ 船員の乗下船の手配
- ・ 船員の教育及び訓練
- ・ 船員労務管理
- ・ 船員の労働災害事項の処理
- ・ 上記に関連する一切の業務及び上記の業務の他関係法令が求める要件に関連する一切の業務

船舶の保守管理業務

船舶保船活動に関する業務

(具体的な業務)

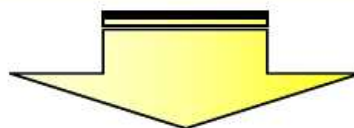
- ・ 堪航能力維持のための本船の入渠、修繕、改装及び保守の手配並びに監督
 - ・ 堪航能力維持のための船用品、部品及び潤滑油等の手配
 - ・ 船員からの報告を受けての整備計画の作成、実施
 - ・ 法定検査の準備、監督
- ※船舶の保守管理の一部を再委託し、別会社に行わせる場合はその監督業務

船舶の運航実施管理業務

船舶の運航に関して自己が雇用する船員を使用して行う船舶の運航実施管理に関する業務（派遣船員を受け入れて行わせる場合を含む）

(具体的な業務)

- ・ 航海、停泊、入港及び出港業務に係る管理
- ・ 荷役業務に係る管理
- ・ 安全衛生業務に係る管理
- ・ 環境保護業務に係る管理
- ・ 各種書類業務管理及び報告業務に係る管理
- ・ 緊急事態対応に係る管理



上記の業務を行えば、
違法な船員派遣事業又は船員労務供給事業に該当しない。